

大阪府PCB廃棄物処理計画検討委員会（第4回）議事要旨

- 1 開催日時 平成16年3月24日（水） 午前10時～12時
- 2 開催場所 大阪府立女性総合センター 4階「大会議室3」
- 3 出席者 宮南委員長、浦邊委員、相馬委員、中野委員、前田委員
- 4 議事
 - (1) あいさつ 環境指導室産業廃棄物指導課 小谷課長
 - (2) 処理計画（素案）に対する意見等の募集結果と考え方 ……資料1
 - (3) 処理計画（素案）の修正について ……資料2
 - (4) その他
 - (5) あいさつ 環境指導室 山中室長

5 概要

- (2)、(3)について、事務局より資料に基づき説明。

【主な意見及び質疑応答等】

第3回検討会での質疑に対する回答（PCB廃棄物処理基金について）

Q1：大阪府が基金へ拠出する総額が27億円というのは人口での割り当てか。

事務局：基金創設時、都道府県へ割り振る時、台数で割るのか、人口で割るのか議論があった。当時届出制度も機能しておらず正確な台数が把握出来なかったことや、地方交付税の方から府県にも返ってくるということで、人口割の方が妥当との考えが国にあったと聞いている。

(2) 処理計画（素案）に対する意見等の募集結果と考え方

Q2：5番目で量か台数かということで、計画では台数になっている。機器の台数を把握すれば問題ないということか。

事務局：TEQや重量の議論は環境サイドとしては大事だが、この法律の枠組みはその物を処理することが大切になる。トランス中のPCBのTEQ濃度などの質の把握ではなく、台数をきちんと把握し処理すれば世の中からPCBがなくなると考えている。

Q3：7番について、大阪府としては、早期にというか出来るだけ早く受け入れ計画を策定する必要とのお考えか。

事務局： 近畿2府4県それぞれの受け入れ計画を作るのではなく、大阪市を含め全体的な計画を早期に定めて頂きたいと考えている。

Q 4 : 9番について、新しい積み立て制度は作らないということか。また基金による補助はあるがそれについては別に記載しているので、ここでは書く必要がないとの判断か。

事務局： 9番の主旨は、積み立て制度、貯金みたいなものを公共でやってもらいたいとのことである。積み立てに関しては、積み立てたい人もいればそうでない人もいる。産業廃棄物については、事業者の責任で処理を行なわねばならず、必要な方は自分で積み立てるなり、そのときに支払うなどの判断は、事業者自らが判断すべきと考えている。

Q 5 : 20番の意見は処理について聞いているが、回答では処理については触れていない。

事務局： 質問者は、特に家電製品の低圧コンデンサの内PCBを含んでいるものをどのように処理するのかという主旨である。昭和49年に厚生省から通知が出されており、府では市に持ち込まれた時にメーカーに連絡が入るようになっている。国の基本計画には記載しているが、府としては、既に定着している制度でありプラスチックですることもないので、あえて記載していない。

Q 6-1 : 18番の極微量のものについては、2月17日の通知の中で**0.5mg/kg** という基準が出ており、その値を準用すればいいのではなか。国に働きかけるとあるが、どこに働きかけるのか。

事務局： 国に働きかけるのは処理の体制である。今現在でも環境事業団で処理するのは高圧コンデンサなどであり、低濃度の内この基準を超えたものについて処理するとは聞いていない。トータルとしてどう処理していくのかをもっと提言してもらおうよう働きかけるとのことである。

Q 6-2 : そういうことではなく、今は通知がなされただけで、法律ではない。これをきちんと法律に明記して欲しいということ。質問者の方は、今は法律で明記されていないため極微量でも非常に厳しい取り扱いとなるため、法律上でそれについてはもういいということに記載して欲しいということではないか。そのことを府として働きかけるということを記載しなければならないのでは。

事務局： 確かに今回は一部のものについての入口基準のようなものが定められただけで、その他施行規則の中に卒業基準が設定されているものがあるので、それぞれについて入口基準のようなもの明確にする

よう要望していきたい。

(3) 処理計画（素案）の修正について

Q7：資料2の裏、14ページの環境汚染のところで表現が「ついて」が続いているので、他の語句に変更できないか。

事務局：循環条例に定められているに変更する。

○18番の意見についての考え方を事務局で再考し、その修正結果は各委員から委員長に一任された。

※後日、意見18の考え方について次のとおり訂正することに委員長の了承を得る。

ご指摘の入口基準の明確化が低濃度PCB汚染物対策の上で重要と考えます。この計画では、この指摘の点を含め極微量のPCBが混入している低濃度PCB汚染物の処理に必要な対策を早急に取り組むよう国に要望していくこととしています。